

水戸市農業基本計画（第4次）

後期（令和元年度～令和5年度）計画

水 戸 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 現況と課題

1 地域の現況	3
2 本市農業の課題	7

第3章 計画の基本的方向

1 本市農業の目指す姿	11
2 項目別の目指す姿	12
3 基本方針	17
4 施策の体系	18

第4章 7つの基本施策

基本施策1 農業従事者等の確保に向けた取組の推進	19
基本施策2 経営の効率化，規模拡大に向けた取組の推進	22
基本施策3 所得の向上，経営の安定に向けた取組の推進	26
基本施策4 良質な農畜産物の生産の促進	30
基本施策5 農畜産物の消費拡大に向けた取組の推進	34
基本施策6 農村地域における生活環境の向上	37
基本施策7 都市と農村の交流促進	41

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制	44
2 進行管理	45

資料編

1 計画の中間見直しの経過	資 - 1 ~ 6
---------------	-----------

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

日本の農業は全国的に農業者の高齢化と減少が著しいほか、食料自給率はカロリーベースで約40パーセントと先進国のなかでは最低の水準が続いています。このようななか、2014（平成26）年度には米の生産調整をはじめとする国の農業政策が大きく転換し、さらにFTA^{※1}、EPA^{※2}、TPP^{※3}など、国際的な経済連携が進めば、日本の農業は戦後最大の転換局面を迎える事が予想されます。

本市においても、農業従事者の高齢化が著しく進行し、農家数や農業従事者数が減少するなか、耕作放棄地が増加するとともに、都市化の影響により農地が減少しており、今後、この傾向が一層進むことが懸念されます。

本市の農業は、小規模な自給農家、兼業農家が多数を占める構造となっており、将来にわたり安定した食料生産と農地の維持を図るためには、担い手の規模拡大の推進と同時に、経営規模にかかわらず意欲ある農家が経営を持続できるよう、地域の特性を踏まえた持続可能な農業構造の確立が必要です。

本市農業が置かれた極めて厳しい状況を踏まえ、現実的な将来像を想定しながら、安全・安心で良質な農畜産物を将来にわたり安定して供給することのできる、持続可能な農業の実現に向けて、「水戸市農業基本計画（第4次）」を策定しました。

また、2019（令和元）年度には、中間年次を迎えたことから、計画の見直しを行い、「水戸市農業基本計画（第4次）後期計画」を策定するものです。

※1 自由貿易協定

※2 経済連携協定

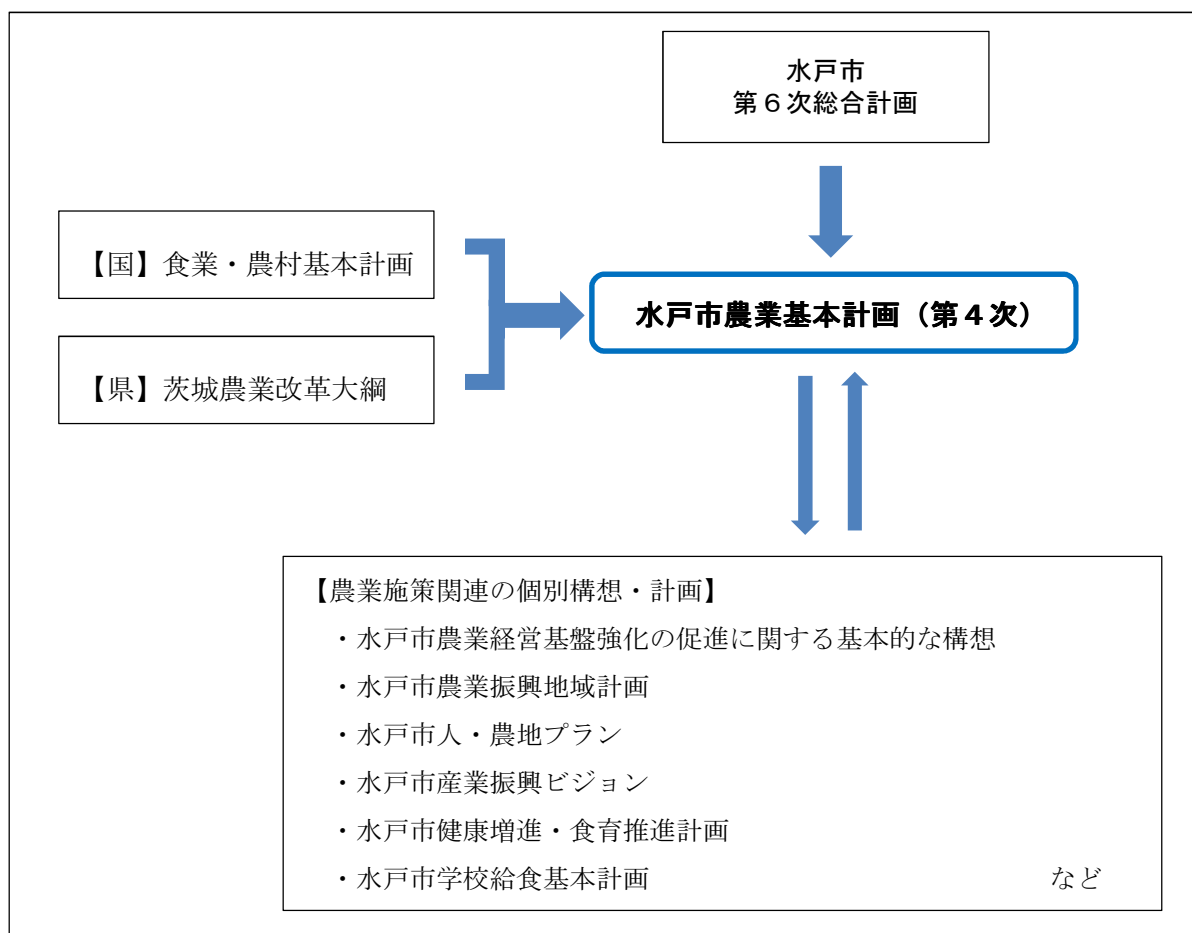
※3 環太平洋戦略的経済連携協定

2 計画の位置付け

本計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」、県の「茨城農業改革大綱」など、国、県の農業に関する計画及び「水戸市第6次総合計画」との整合を図りながら、本市の農業、農村の総合的な振興を図る基本計画として、策定するものです。

各種施策については、本計画によるもののほか、「水戸市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」、「水戸市農業振興地域計画」、「水戸市人・農地プラン」、「水戸市産業振興ビジョン」、「水戸市健康増進・食育推進計画」、「水戸市学校給食基本計画」等の各種計画においても推進するものとします。

また、本計画は、地産地消を推進するための基本的な計画、環境保全型農業を推進するための基本的な計画としても位置付けるものとします。



3 計画期間

本計画の期間は、2015（平成27）年度から2023（令和5）年度までの9か年とし、後期計画の期間は、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

1 地域の現況

1-1 消費地に近く，都市型農業と平地農業の特徴を併せ持つ

本市は，全域で見ると農林水産省による農業地域類型の「都市的地域^{※1}」に該当します。一方，表-1に示したとおり，国田，柳河，上大野，飯富，上中妻，山根，下大野，稲荷，大場，中妻，鯉淵は「平地農業地域^{※2}」に該当しています。

本市の産業構造は，第1次産業の割合は2.3パーセント^{※3}であり，第3次産業が77.8パーセントとその大半を占めています。地理的には都市的な集積が進んでいる地域を，平坦な耕地が中心の農村地域が取り囲んでいる状況であり，市内に多くの消費者を抱えています。

また，本市は，巨大消費地である東京から約100キロメートルの距離にあり，常磐自動車道，北関東自動車道などの高速道路網により首都圏と接続しています。

これらのことから，本市は，市内外の消費者に対し，新鮮で安全な農畜産物の供給に有利な立地条件にあると言えます。

表 - 1 農業地域類型

地域名称 ^{※4}	農業地域類型	
	1次分類	2次分類
水戸	都市的地域	田畑型
国田	平地農業地域	田畑型
吉田	都市的地域	田畑型
酒門	都市的地域	田畑型
柳河	平地農業地域	水田型
渡里	都市的地域	田畑型
上大野	平地農業地域	水田型
緑岡	都市的地域	田畑型
飯富	平地農業地域	田畑型
上中妻	平地農業地域	田畑型
山根	平地農業地域	田畑型
河和田	都市的地域	田畑型
下大野	平地農業地域	水田型
稲荷	平地農業地域	水田型
大場	平地農業地域	水田型
下中妻	都市的地域	田畑型
中妻	平地農業地域	田畑型
鯉淵	平地農業地域	田畑型

※1 可住地に占める人口集中地区面積が5パーセン

ト以上で，人口密度500人以上又は人口集中地区人口2万人以上の旧市区町村または市町村

※2 耕地率20パーセント以上かつ林野率50パーセント未満の旧市区町村または市町村

※3 2010（平成22）年国勢調査

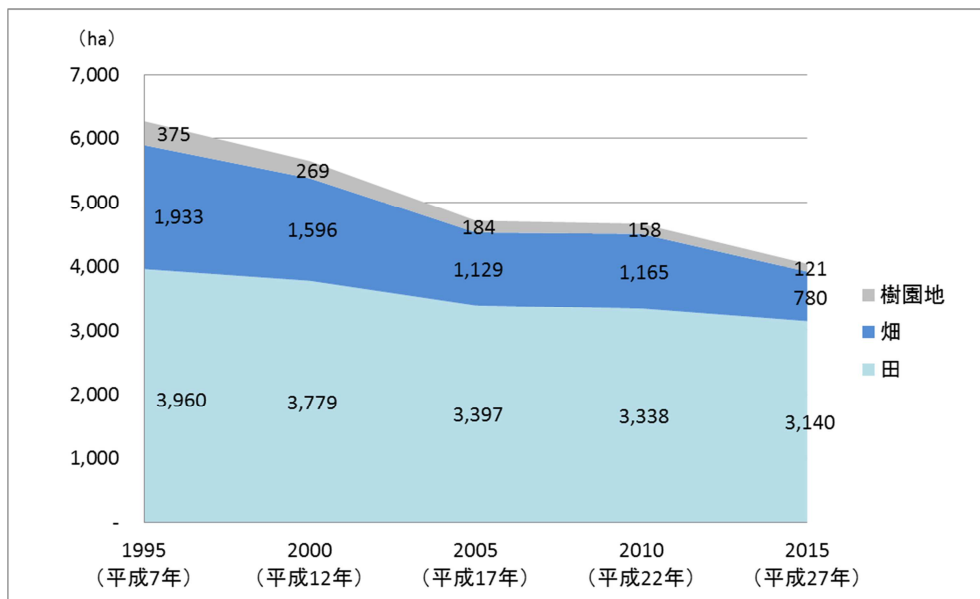
※4 農林水産省「旧市町村別農業地域類型一覧表」に準じた表記

1-2 稲作主体

本市の経営耕地面積は 4,660 ヘクタール^{※5}であり、このうち水田は 3,338 ヘクタール^{※5}で、全体の 72 パーセントを占めています。

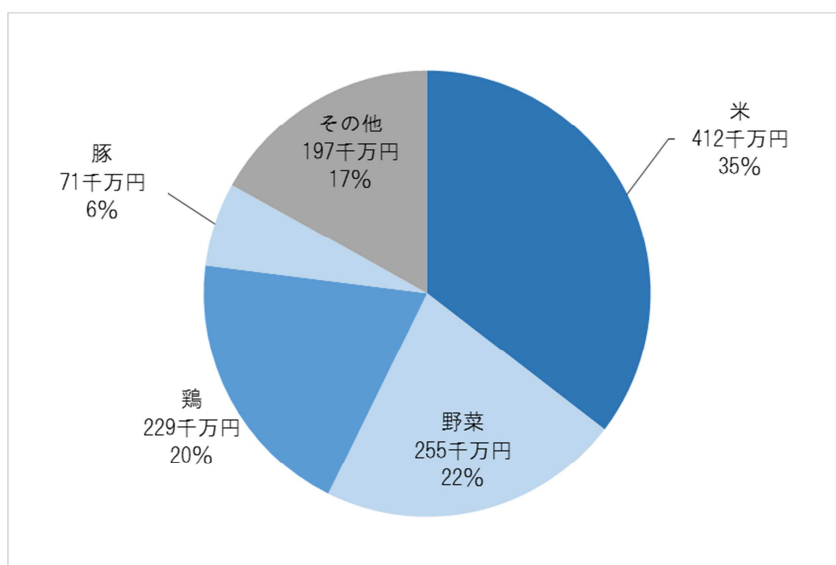
また、稲を作付している販売農家は 2,748 戸^{※5}であり、販売農家全体 3,245 戸^{※5}の 85 パーセントに当たります。農業産出額においても、米は 40 億 8 千万円^{※6}と、全体の 35 パーセントを占めており、本市では、稲作主体の農業が展開されていると言えます。

図 - 1 経営耕地面積の推移



(農林業センサスより)

図 - 2 水戸市の農業産出額



(2017 (平成 29) 年 市町村別農業産出額 (推計))

※5 2010 (平成 22) 年世界農林業センサス

※6 2006 (平成 18) 年生産農業所得統計

1-3 農業生産に適した気象・土壌条件

本市の気候は、夏は高温多湿で冬は乾燥して晴天の続く、いわゆる太平洋岸式気候であり、年間平均気温約 13 度前後、年間平均降水量 1,300 ミリメートル程度と比較的気象条件に恵まれた地域です。地形は、北西部に丘陵地帯が見られるほかは、那珂川流域に広がる肥沃な沖積の低地と、南西に広がる関東ローム層からなる台地で形成されています。このように、農産物の生産に適した条件にあり、米を中心に、野菜、花き、果樹など多くの種類の農産物が生産されている一方、地域として特定の農産物を主力とする状況になく、一定の市場シェアを誇るような銘柄農産物が生まれにくい状況にあります。

表 - 2 主要畑作物（作付面積順）

	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
かんしょ	117	2,780
ねぎ	112	2,359
ほうれんそう	52	954
スイートコーン	41	390
はくさい	34	1,755
ごぼう	33	759
にんじん	29	1,035
キャベツ	28	724
カリフラワー	26	521
日本なし	26	438
やまのいも	25	625
さといも	21	221
きゅうり	21	844
なす	21	704
だいこん	20	883
らっかせい	20	54
ブロッコリー	18	221
ばれいしょ	15	377
かぶ	14	473
レタス	12	263
いちご	9	291

(2006 (平成 18) 年 農林水産省作況調査)

1-4 「水戸」の知名度・地域イメージの活用

水戸市は、水戸黄門、偕楽園、水戸藩などに代表される歴史的なイメージや、水戸納豆、梅などのイメージがあり※7、また、県庁所在地として全国的な知名度を有しています。

特定の農畜産物を想起し難い本市においては、農畜産物のPRやブランド化に、こうした地域イメージを活用することができる有利な状況にあるといえます。

1-5 農業の指導・教育機関が充実

本市は、種苗増殖等の機能を持つ農業技術センターを有するほか、県の指導機関、農業に関する教育を目的とした専門学校が複数あるなど、公的な指導や教育サービスを受けやすい環境にあります。

※7 地域ブランド調査 2013（ブランド総合研究所）報告書より

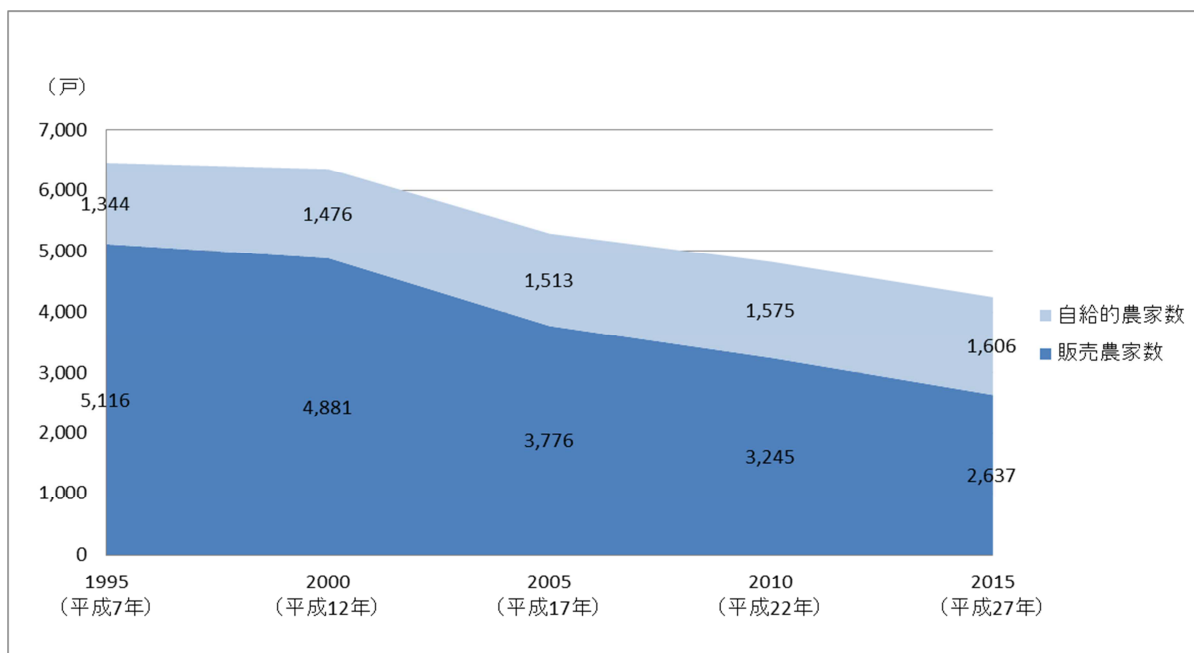
2 本市農業の課題

2-1 農業従事者の高齢化と減少

本市における総農家戸数は、2010(平成22)年において4,820戸(うち自給的農家1,575戸、販売農家3,245戸)で、自給的農家は僅かに増加しているものの、販売農家は減少が続いており、この傾向が続けば、販売農家は2020(令和2)年には2,000戸程度まで減少すると予想されています※1。

農業就業人口は減少が続いており、特に69歳以下で減少しています。2010(平成22)年の農業就業人口は全体で4,859人ですが、この傾向が続けば2020(令和2)年には3,000人程度まで、69歳以下は1,500人程度まで減少すると予想されています※1。

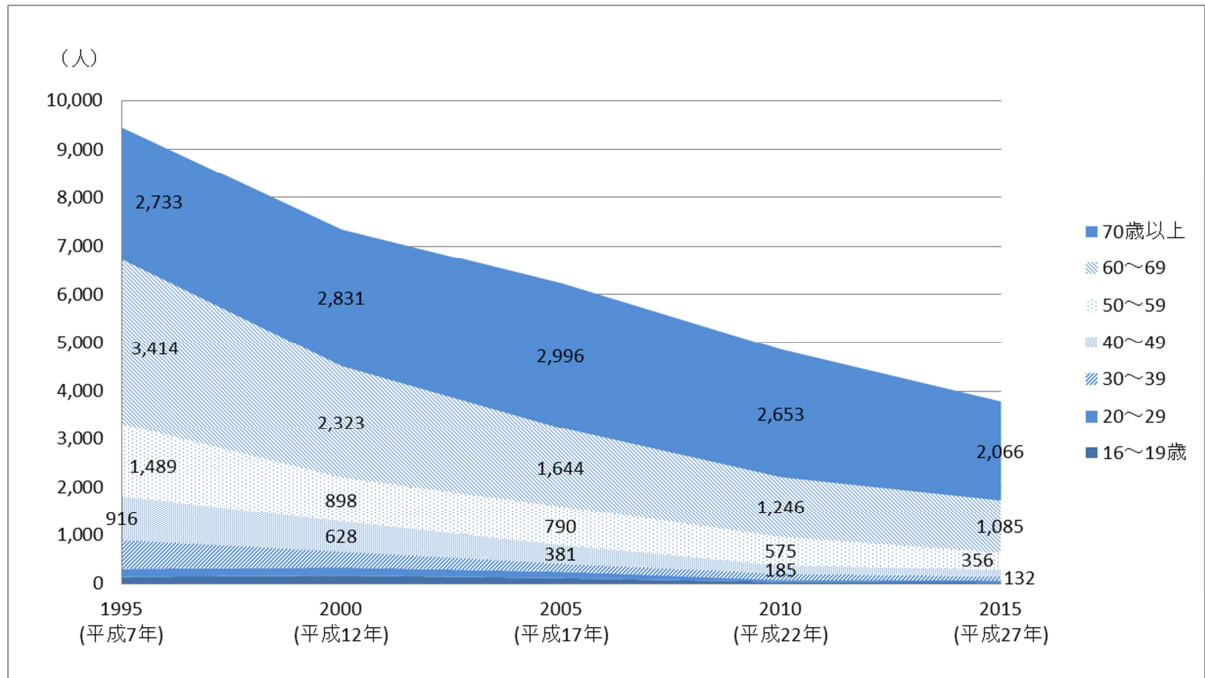
図 - 3 総農家数の推移



(農林業センサスより)

※1 『「人・農地プラン」等の策定に活用できる地域農業情報』(農研機構)より

図 - 4 年齢別農業就業人口の推移



(農林業センサスより)

2-2 経営規模が小さく所得が低い

2010（平成22）年においては、経営耕地面積^{※2}が5ヘクタール未満の販売農家が全体の97パーセントを占めています。

農畜産物の販売金額別経営体数では、他産業従事者並の年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり530万円程度）に相当する販売額1,500万円以上の経営体数は、全体の1.7パーセントであり、大部分の農家は農業所得が低いといえます（販売額に対する所得率を35パーセントとして計算）。

※2 農林業センサスによる、経営耕地規模が30a以上または農産物の作付け・栽培面積、家畜の飼養頭羽数が一定規模以上、もしくは農作業の受託を行う者を対象の面積。

表 - 3 経営耕地面積規模別経営体数

面積区分		1955 (平成7年)	2000 (平成12年)	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)
経営耕地なし		-	-	-	4	6
5 h a 未 満	0.3ha未満	16	7	11	10	12
	0.3～0.5ha	974	898	785	535	487
	0.5～1.0	1,773	1,521	1,256	1,070	876
	1.0～1.5	1,011	888	709	628	488
	1.5～2.0	584	492	435	358	288
	2.0～2.5	354	311	371	400	267
	2.5～3.0	193	164			
	3.0～4.0	137	118	133	179	143
	4.0～5.0	44	40	35		
	小計		5,086	4,439	3,735	3,180
5 h a 以 上	5.0～7.5	20	28	41	59	64
	7.5～10.0	6	8			
	10.0～15.0	4	5	11	16	28
	15.0～20.0					
	20.0～30.0			1	0	5
	30.0～50.0	0	1	0	3	0
	50.0～100.0			0	0	2
	100ha以上			0	0	0
小計		30	42	53	78	99
合計		5,116	4,481	3,788	3,262	2,666

※自給的農家を除く

※各年とも内原を含む

(農林業センサスより)

表 - 4 農畜産物の販売金額別経営体数

金額区分		1955 (平成7年)	2000 (平成12年)	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)
1 5 0 0 万 円 未 満	販売なし	465	465	625	413	265
	300万円未満	4077	3,610	2,764	2,510	2,117
	300～500	314	314	166	147	93
	500～700	101	101	75	68	47
	700～1000	66	66	59	43	44
	1000～1500	31	35	29	26	27
	小計		5,054	4,591	3,718	3,207
1 5 0 0 万 円 以 上	1500～2000	21	19	13	17	16
	2000～3000	21	19	23	19	14
	3000～5000	14	17	11	12	9
	5000～1億円			7	4	3
	1～3	6		3	2	2
	3～5			0	0	0
	5億円以上			1	1	0
小計		62	55	58	55	44
合計		5,116	4,646	3,776	3,262	2,637

※各年とも内原を含む

(農林業センサスより)

2-3 農村環境と農村集落の変貌

農作業や農業用水の利用などにより結び付いた農村集落は、農業生産活動、農村地域の共同活動のみならず、食文化の継承、都市住民との交流、食育の実践など、生産及び生活の共同体として機能してきました。しかしながら、農業者の減少・高齢化や都市化の進展によってこの機能が低下し、維持が困難になることが懸念されます。

2-4 耕作放棄地の増加

2010（平成22）年度の耕作放棄地は913ヘクタールであり、耕地面積^{※3}（7,050ヘクタール）の約13パーセントを占めています。

耕作放棄地の増加の原因は、「高齢化・労働力不足」、「地域内に引き受け手がない」といった従事者に係る要因、「農産物の価格低迷」や「収益の上がる作物がない」といった経営に係る要因、さらには「有害鳥獣被害」など、複合的なものであると考えられます。

耕作放棄地が与える影響としては、病虫害等の発生、雑草の繁茂など、周辺地域の営農環境の悪化や、地域の担い手への農地集積の阻害要因ともなります。さらに、ゴミの無断投棄や火災の発生など、地域住民の生活環境に悪影響を与えることも考えられます。

表 - 5 耕作放棄地面積

	(ha)			
	2000 (平成12年)	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)
販売農家所有	614	462	345	543
自給農家所有		211	242	299
土地持ち非農家所有		268	326	492
合計	614	942	913	1,334

（農林業センサスより）

※3 農林水産省の耕地面積調査による面積。経営耕地、自給的農家分、土地持ち非農家分、農業センサス対象外分、かい廃等による非耕地を除く耕作放棄地の合計面積。

1 本市農業の目指す姿

[本市農業の目指す姿]

『活力にあふれ市民に身近な農業』

本市では、第6次総合計画において、「**笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する魁（さきがけ）のまち・水戸**」を将来像に、「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」、「未来に躍動する活力ある先進都市づくり」、「水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある交流都市づくり」の三つを基本理念とし、市民と行政との協働による質の高い都市づくりを進めるものとしています。

農業は、安全で安心な農畜産物を安定的に供給するとともに、良好な自然環境、水源のかん養等の多面的機能により、市民に安心して快適な環境を提供する役割を担っています。これらを維持するためには、農業が活力ある産業であるとともに、農業が身近にあることの豊かさについて、市民の理解を深めながら、これを育んでいくことが必要です。

そのため、市民、事業者、行政等が共有する本市農業の目指す姿を「**活力にあふれ市民に身近な農業**」とします。

2 項目別の目指す姿

「活力にあふれ市民に身近な農業」を実現していくために、農業に携わる人、農業経営の種類等の項目別に目指す姿を次のとおり掲げます。

担い手		多様な担い手の積極的な確保・育成と定着化
経営 類 型	水田農業	農地の集積による大規模化
	畑作農業	大量生産品目、及び少量多品目の生産を両輪とする、 大規模化・施設園芸化などによる生産力の強化
	畜産	高品質な畜産物の生産力と資源循環機能の強化
加工・販売・流通		大量生産品目の市場出荷、及び少量多品目の直売を両輪 とする、販売・価格形成力の強化

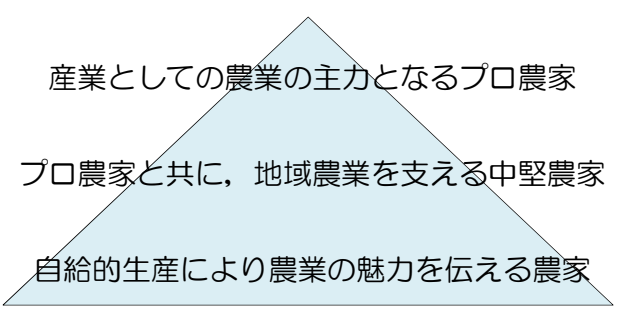
(1) 担い手の姿

農家は、所得に占める農業所得の割合により主業農家^{*1}、準主業農家^{*2}、副業的農家^{*3}、自給的農家^{*4}に分類され、本市におけるそれぞれの役割については、表-6のような構造として示すことができます。

販売農家の減少が進む本市においては、農家の後継者以外にも、新たに就農を希望する幅広い年齢層の担い手を確保し、プロフェッショナル農家として育成していくことが必要です。市内農家アンケートによると、農地を貸す場合には、地域の担い手となる個人農家や集落営農組織に貸したいとする回答が多く、農地を集積する際の大規模経営の主体としては、市外からの企業参入などではなく、地域に根差した農業者等が望まれています。

これらのことから、本市農業の担い手については、「**多様な担い手の積極的な確保・育成と定着化**」を目指します。

表 - 6 本市の農家数（主副業別）とその役割

認定農業者	253 経営体	 <p>産業としての農業の主力となるプロ農家</p> <p>プロ農家と共に、地域農業を支える中堅農家</p> <p>自給的生産により農業の魅力伝える農家</p>
販売農家（主業農家） （認定農業者を含む）	337 戸	
販売農家（準主業農家）	656 戸	
販売農家（副業農家）	1,644 戸	
自給的農家	1,606 戸	

（認定農業者数は 2018（平成 30）年値。その他は 2015（平成 27）年値。）

- ※1 農業所得が主で、1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。
- ※2 農外所得が主で、1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。
- ※3 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家。
- ※4 経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。

(2) 経営類型別の姿

ア 水田農業

本市の農業は稲作が主体であり、農家数の減少が進むなか、安定した食料生産と農地の維持のためには、少数の担い手が大きな面積で経営を行う大規模経営が必要となります。水田農業は、単位面積当たりの所得は低いものの、収支を予測し易く、また年間の労働時間が他の作物に比べ短いため、国の米政策に基づく支援策を活用しながら、ほ場の大規模区画化と経営規模の拡大により、所得の増加が見込めます。

これらのことから、本市の水田農業については、「**農地の集積による大規模化**」を目指します。

表 - 7 作物別所得と労働時間

	10a 当たり所得 (円)	年間労働時間 (hr)
水稲 (小規模 (2.0ha))	15,123	19.7
かんしょ (干しいも)	241,986	214.5
ねぎ (春ネギ)	540,703	342.5
ほうれんそう (秋まきトンネル)	170,840	288.3
にんじん (夏まき冬どり)	81,173	159.7
キャベツ (夏まき秋どり)	106,710	46.4
イチゴ	1,854,635	2,013.0
ナシ (幸水)	340,264	241.9

(茨城県主要作物・作型別経営指標より)

イ 畑作農業

本市の畑作農業は、農業産出額の32パーセントを占める野菜や、かんしょをはじめとするいも類等が栽培されており、JA水戸の生産部会、公設卸売市場に出荷する任意組合、大規模施設園芸を行う農業法人など、多様な生産者により多数の品目の生産が行われています。本市においては、現在、銘柄産地に指定されている品目はなく、市場や直売などの需要に応じた少量多品目の生産を継続する必要がありますが、一方で畑地基盤整備によるほ場の大区画化を進めるなか、今後は特定の品目の生産力の強化が必要になると考えられます。また、パイプハウス等の施設園芸化を継続して推進しています。

これらのことから、本市の畑作農業については、「**大量生産品目、及び少量多品目の生産を両輪とする、大規模化・施設園芸化などによる生産力の強化**」を目指します。

ウ 畜産

本市の畜産は、農業産出額の24パーセントを占めており、県の銘柄畜産物である「ローズポーク」、「常陸牛」や、大規模経営による鶏卵の生産が行われています。畜産を取り巻く情勢は、安価な輸入畜産物との競争激化、輸入飼料の価格上昇、畜産環境問題など、厳しい状況が続いています。このようななか、都市化が進む本市においては、銘柄畜産物の推進、国産の飼料用米・飼料用稲の利用促進、良質な堆肥の利用促進、臭気対策などの施策の重要性が増すと考えられます。

これらのことから、本市の畜産については、「**高品質な畜産物の生産力と資源循環機能の強化**」を目指します。

表 - 8 水戸市の畜産

	産出額	経営体数	家畜頭数
牛	79 千万円		
乳用牛	54 千万円	22 経営体	1,560 頭
肉用牛	25 千万円	27 経営体	1,317 頭
豚	71 千万円	14 経営体	7,086 頭
鶏	229 千万円		
鶏卵鶏	非公表	6 経営体	509,205 羽
計	379 千万円		

※産出額は、農林水産省 2017（平成 29）年市町村別農業産出額（推計）

※経営体数、家畜頭数は茨城県家畜保健衛生所調べ 2014（平成 26）年値

（3）加工・販売・流通の姿

農家の所得向上のためには、農産加工品の製造など6次産業化、ブランド化を図るとともに、農産物の直売や契約栽培、販路の拡大を図ることも重要です。大規模経営体や生産者組織により生産された一定の生産量がある農産物は、JA水戸や公設卸売市場を通じて出荷されることが想定されます。

一方、市内消費者アンケートによると、市民は地産地消に対する意識が高く、新鮮で安全な農産物を供給する本市農業の維持・発展を強く期待しています。2013（平成 25）年のJA水戸の水戸市内における青果物の販売額の約30パーセントは直売によるものとなっています。また、食料消費量に対する農畜産物の市内供給可能率^{*5}は、米と鶏卵が100パーセントを超えているものの、全体では約43パーセントとなっています。

これらのことから、小規模農家により生産された少量・多品目の農産物は、市民を中心に直接販売されることが想定されます。

以上のことから、加工・販売・流通については、「大量生産品目の市場出荷、及び少量多品目の直売を両輪とする、販売・価格形成力の強化」を目指します。

表 - 9 農畜産物の市内供給可能率

料理グループ	農産物	消費量の目安	1人1日当たりの食材消費量(g) (A)	市内1年当たりの食材消費量(t) (B)=(A)×365日×270,000人	生産量(t) (C)	正味生産量 (D)	市内供給可能率(%) (D)/(B)×100
主食	米	ごはん 大盛り1+中盛り1杯	152	14,980	21,295	19,166	127.9
	小麦	食パン2枚 =うどん1杯 =パスタ1人前	80	7,884	280	280	3.6
	そば				23	23	
副食	野菜		350	34,493	10,577	9,014	34.9
	きのこ				0	0	
	いも				3,378	3,029	
	海藻類				0	0	
主菜	肉	ハンバーグステーキ 又は生姜焼き	100	9,855	1,091	1,091	14.0
					288	288	
	魚				0	0	
	卵	1個	60	5,913	7,635	6,490	109.8
	大豆				239		
牛乳・乳製品	牛乳	牛乳瓶1本分 =スライスチーズ2枚 =ヨーグルト200g	200	19,710	8,736	8,736	44.3
果実	果物		200	19,710	762	621	3.2
合計			1,142	112,544	54,304	48,738	43.3

※消費量(A)は、食事バランスガイドを基に、一日の消費カロリー2000(±200)kcalの基本形で計算

※生産量(C)は農林水産省HP「市町村の姿」より。米、麦は平成25年、畜産物は平成26年、それ以外は平成18年値。

※正味生産量(D)は、(C)及び食品成分分析表の廃棄率より計算。米は精米歩留90%。

※そば、大豆は、消費量は計算していないが、合計の生産量・消費率には含まれる。

※5 市民の食料消費量に対する農畜産物供給可能率:「食事バランスガイド」(厚生労働省と農林水産省の共同により平成17年に策定)で示された5つの料理グループごとのSV(サービング)という新しい単位をもとに、望ましい食事に必要な農畜産物の消費量を設定し、水戸市の生産量をこの消費量で割った値。

3 基本方針

基本方針 1 産業として成り立つ農業の確立

基本方針 2 市民の暮らしを支える農業の推進

農業に携わる人が豊かに生活していくことのできるよう、収入の安定・向上を図っていくためには、「従事する人材」、「生産の基盤となる土地と水」、「経営感覚」、「栽培技術」などの要素がバランス良く、安定的に機能することが重要です。そのため、農業・農村の主体である農業者が、持続的に農業を経営し、安定した暮らしが送れるよう、「産業として成り立つ農業の確立」を目指します。

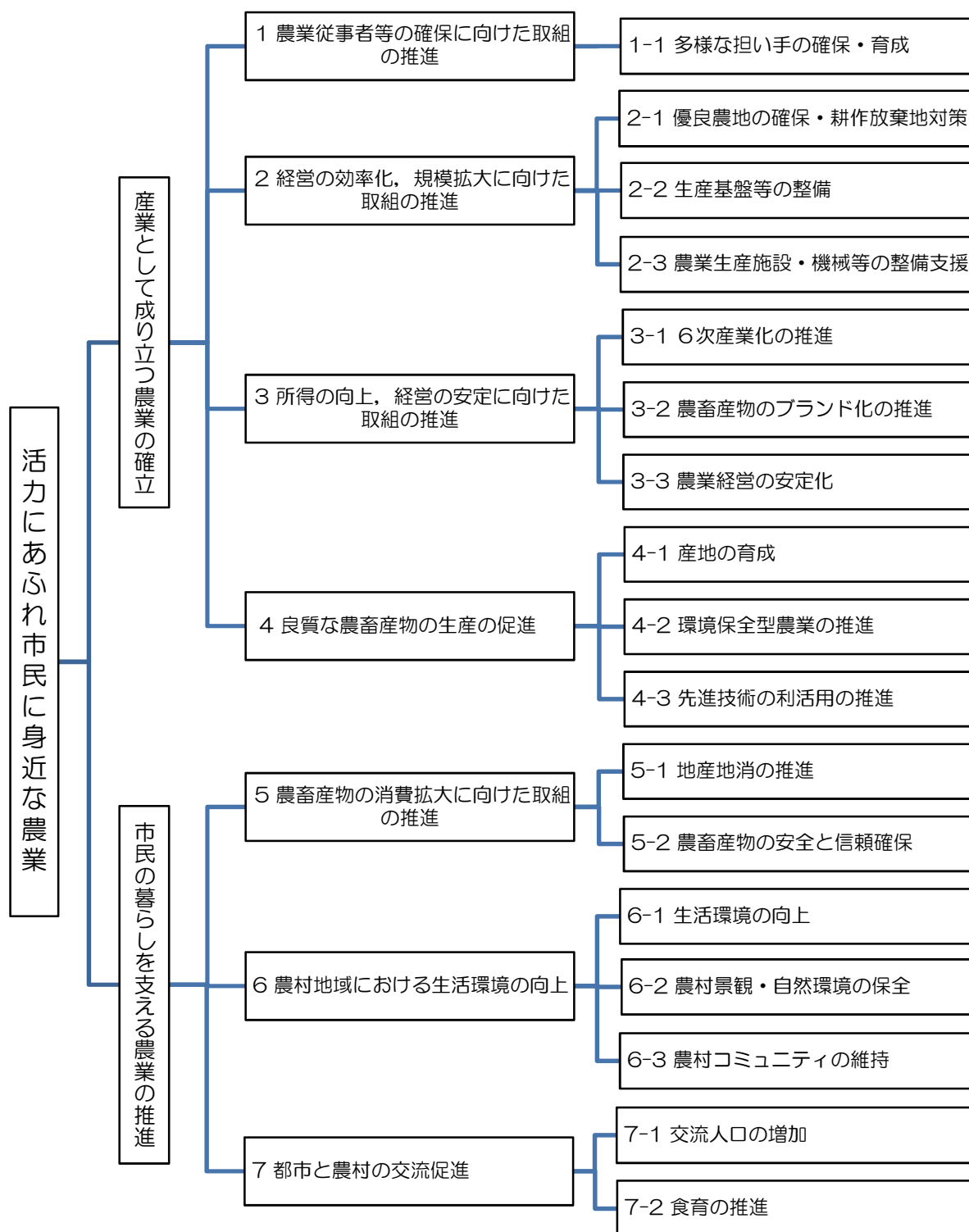
また、農業の役割には、農畜産物の安定供給のみならず、農村地域で農業が営まれることによる水源のかん養、豊かな自然環境の保全や美しい景観の形成、伝統文化の継承などの多面的機能があり、この恩恵は都市部の住民を含む多くの市民に広く享受されています。農業・農村が身近にあることによる豊かさは、地域の財産として将来の世代に継承されるべきもので、農業・農村と支え合う関係にある消費者である市民一人一人がこれらの重要性を理解し、農業・農村を支えていくことで、本市の農業と関連産業の発展に繋がるよう、「市民の暮らしを支える農業の推進」を目指します。

4 施策の体系

[目指す姿] [基本方針]

[7つの基本施策]

[施策の展開]



基本施策1 農業従事者等の確保に向けた取組の推進

[現状と課題]

産業として成り立つ農業の確立のためには、従事する人材を確保することが必要です。農業者の高齢化が進み、近い将来には昭和10年代生まれの高齢農業者の大量リタイアが見込まれているなか、農家アンケートによると、今後10年間で新たな取り組みを行う意向のある農家は少ない状況にあり、新規就農者数も少なく、地域によっては、人・農地プランに位置付けられている担い手が、今後不足する事が懸念されます。

新規就農者の確保に向けては、営農技術の習得、農地の確保、販売先の確保、経営計画の作成、資金の調達などについて、関係機関が連携した手厚い支援が必要です。

補助労働力として育成している農業ヘルパーについては、若い世代を中心に登録者を増加させていくことが必要です。

[施策の基本的方向]

農業従事者の減少や高齢化に対応するため、家族経営、集落営農、法人経営、法人化した経営体の雇用など、多様な形態の従事者の積極的な確保・育成を図ります。

【1-1 多様な担い手の確保・育成】

農業次世代人材投資資金など国の支援制度を活用し、親元就農をはじめ、農家の子弟以外のいわゆる農外参入や定年退職者の新規就農希望者についても、市内の農業教育機関と連携するなど、積極的に確保・育成に努め、市内の先進農家等による生産から流通・販売までの指導体制を強化し、定着化を図ります。また、大規模経営に必要な補助労働力の確保・育成を推進します。さらに、農業への興味を育み、将来の就農のきっかけにつながる農業体験を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
新規就農者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資資金等、国・県の助成制度による支援 ・市内の農業教育機関と連携した就農人材の確保育成 ・市内の先進農家等と連携した研修の推進 ・新・農業人フェア等就農者募集イベントへの参加による新規就農希望者の確保 ・新 定年退職者等、中高齢者の就農人材の確保 ・市農業公社や農業委員会と連携した農地の斡旋 ・県・JA水戸等と連携した営農指導の実施
個別経営者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の確保・育成 ・農業後継者クラブの活動支援 ・農業ヘルパー制度の推進
組織経営体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織の設立促進 ・集落営農組織の法人化の推進 ・JA出資型等による農業生産法人の設立促進
農村女性の能力の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結推進
新 農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・わら納豆用稲わらの生産・加工への支援
農業体験の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における農業体験事業の支援（アグリメイトいきいき農業体験事業） ・ふるさと農場における農業体験の実施 ・農業技術センターにおける収穫体験の実施 ・市内で実施される各種農業体験の情報発信

●目標指標

項目	現 状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
新規就農者数	5名/年 (一)	5名/年 (延べ21名)	10名/年 (延べ31名)	10名/年 (延べ71名)
認定農業者数	184 経営体	253 経営体	255 経営体	260 経営体
新 うち50歳未満	28 経営体	30 経営体	30 経営体	36 経営体
農業ヘルパー登録者数	30名	24名	35名	40名
新 農業経営法人数	14 経営体	24 経営体	24 経営体	30 経営体

基本施策 2 経営の効率化、規模拡大に向けた取組の推進

[現状と課題]

農業の経営基盤である農地は、食料の安定供給のために不可欠な資源であるとともに、農業生産が行われることによる多面的な機能を有しており、市民にとって貴重な財産として守っていく必要があります。国では農用地面積を 2020(平成 32)年度までに 8 万ヘクタール増加、県では 5,000 ヘクタール増加することを目標としているなか、都市化が進み、農業従事者の減少が進む本市においては、農用地面積の増加を図ることが困難となってきています。

本市の農地には、生産効率の悪いほ場が多く残されており、少数の担い手が大きな面積で経営を行う本市の農業の目指す姿に向けては、大規模経営に適した基盤や条件の整備が重要となります。

農家アンケートにおいては、今後の農業行政で重視してもらいたい項目として「耕作放棄地対策」を挙げた人は 1,323 人（42 パーセント）、「農地の集積」を挙げた人は 644 人（20 パーセント）となっており、農地の利用促進が求められています。

農業機械については、個人農家が整備することは経営上の負担が大きく、共同利用等の対策が求められています。稲作が主体の本市農業において、担い手農家が地域の水田農業を一手に引き受け、米の適期収穫に専念するためには、乾燥調整作業を軽減する新たな共同乾燥調整施設が必要です。

[施策の基本的方向]

生産の基盤である優良農地を確保し、規模拡大に必要な基盤整備等を進めます。また、生産の効率化に不可欠な農業生産施設や機械等の整備を支援します。

【2-1 優良農地の確保，耕作放棄地対策】

都市化の進展と農業者の高齢化による減少が進むなか，農地法に基づく農地の適正な利用を図り，優良農地を確保するとともに，農地の流動化を図り，規模拡大を希望する意欲的な担い手に農地を集積し，農地の利用を促進することにより，耕作放棄地の解消に努めます。

●主な取り組み

項目	内容
優良農地の維持・保全	・農業振興地域整備計画に基づく農用地の適正管理
農地の流動化促進	・農用地利用集積計画の推進 ・農地中間管理事業の推進
耕作放棄地対策	・農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施 ・遊休農地所有者への適正な利用及び利用意向調査の実施 ・再生可能な農地の農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化の推進

●目標指標

項目	現状		目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
田の経営耕地面積 15ha以上の経営体数	2010年度 (平成22年度)	16経営体	16経営体	20経営体
	5経営体			
耕地面積に占める 担い手への集積率	2013年度 (平成25年度)	24.1% (6,440haの うち1,554ha)	25.8% (6,440haの うち1,662ha)	50% (6,440haの うち3,220ha)
	14.6% (7,010haの うち1,024ha)			
新 遊休農地 ^{※1} の面積	2016年度 (平成28年度)	322ha	261ha	123ha
	245ha			

※1 現に耕作に供されておらず，耕作の放棄により荒廃し，通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地，及び利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地。

【2-2 生産基盤等の整備】

生産性の高い農業を実現するため、排水機能の改善、安定した用水の供給、効率的な作業環境の確保など、農業生産基盤の整備を図ります。

●主な取り組み

項目	内容
国営緊急農地再編事業	<ul style="list-style-type: none"> 茨城中部地区 (令和7年までの全計画面積 359 ha のうち、田 349 ha)
県営畑地帯総合整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 飯富岩根地区 (畑 110 ha) 柳河地区 (畑 91 ha)
県営ほ場整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 内原地区 (田 100 ha, 畑 110 ha)
農業用水・排水・道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 国営那珂川沿岸農業利水事業 県営湛水防除事業 新 県営経営体育成基盤整備事業 排水路整備 ため池整備 農道整備

●目標指標

項目	現 状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
ほ場整備地区 (計画面積)	5地区 田 332 ha	5地区 田 332 ha	7地区 田 367 ha 畑 110 ha	12地区 田 506 ha 畑 203 ha

【2-3 農業生産施設・機械等の整備支援】

高い生産性と、省力・低コストによる効率的な農業経営のため、生産規模に適した農業機械等の整備や、天候の影響を受けにくく集約的な施設園芸を推進します。

●主な取り組み

	項目	内容
新	強い農業・担い手づくり総合支援事業	・農業生産施設・機械等の整備支援
新	儲かる園芸農業支援事業	・園芸作物の生産施設・機械等の整備支援
	農業機械リース事業	・共同利用機械の利用促進
	資金面の支援	・農業資金の利子助成
新	儲かる水田農業支援事業	・土地利用型作物の生産施設・機械等の整備支援
新	中小企業、小規模事業者への支援	・生産性向上特別措置法に基づく、新たな先端設備等の導入への支援

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
生産施設、機械等の整備件数	—	25件	28件	40件

基本施策3 所得の向上、経営の安定に向けた取組の推進

[現状と課題]

農畜産物の価格低迷が続くなか、農業者の所得向上を図るためには、農業者が農畜産物の加工、流通、販売等に取り組み、付加価値の向上分を所得に取り入れる6次産業化、消費者に選んでもらうための農畜産物のブランド化、経営の安定化を図るための価格安定制度や農業共済制度などの推進が重要です。

農家アンケートによると、今後10年間で6次産業化に取り組みたいと考えている農家は245戸（8パーセント）であり、6次産業化を推進するためには事業実施主体の確保・育成が必要です。

農畜産物の市場価値を一層高めるためには、適正な価格を維持しながら消費者に選んでもらえるよう、他産地の農畜産物との差別化を図るブランド化が重要です。現在、ブランド化を推進している農畜産物としては、「梅」、「^{やわらか}柔甘ねぎ」（軟白ネギ）、「水戸っ穂^ほ風彩^{かぜいろ}常澄^{つねすみ}」（米）、「パプリカ」、「^{いちにんしょう}干いも」、「^{ににんしょう}一人笑・^{さんにんしょう}二人笑・三人笑」（本格芋焼酎）、「水戸胡麻」（煎りゴマ）、「青パパイヤ」などがあります。本市の持つイメージのひとつである「梅」については、農業者と、食品加工業者等が連携し、食用梅の生産と利用拡大に向けた取り組みが、2012（平成24）年より始まっています。また、「常陸牛」、「ローズポーク」などの茨城県ブランドが市場で一定の評価を得ており、消費者に浸透している他、「シェーブル」、「カチョカバロ」などの手作りチーズはコンテスト等で高い評価を得ています。一般的に、県の銘柄産地などブランド青果物には、安定的に市場を満たす一定の供給量が求められますが、少量多品目の農産物が生産されている本市においては、市内で生産された農産物の包括的なブランド化が求められます。

また、本市は「水戸黄門」、「偕楽園」、「水戸納豆」などにより全国的な知名度を有しており、今後はマスコットキャラクター「みとちゃん」の活用や、観光や商業と連携した「水戸」のブランド力を総合的に高めていく取り組みが重要です。

経営の安定化に向けて、本市の主要な農作物である米については、消費の減少と価格の下落傾向が続いており、国の米政策の見直しに基づいた対応が求められます。また、有害鳥獣による農作物の被害が続いており、継続した対策が必要です。

[施策の基本的方向]

農業の6次産業化の取り組みや農畜産物のブランド化を推進するとともに、経営の安定化のため、農畜産物の価格安定制度や農業共済制度などを推進します。

【3-1 6次産業化の推進】

農畜産物の加工・流通・販売，地産地消，観光農業など，地域資源を生かした6次産業化の取り組みを推進します。

（地産地消については，「5-1 地産地消の推進」に，観光農業については「7-1 交流人口の増加」に記載しています。）

●主な取り組み

項目	内容
農畜産物加工品の開発，販売拡大の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かした農畜産物加工品の商品開発，販売拡大に向けた取組の支援 ・農業者と商工業者との連携強化
農産物加工施設及び直売所の整備・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的農産物販売施設（1か所） ・観光果樹等を活用した農産物加工・販売施設（1か所） ・小規模農産物加工・販売施設（5か所） ・農産加工センター「かたくり市」の活用推進，機能強化
米加工品の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・米粉の利用推進
農畜産物の輸出促進	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興機構（ジェトロ）茨城貿易情報センターと連携した情報提供等
梅産地づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新栽培技術による効率的で高品質な梅の生産推進 ・梅産地づくり協議会を通じた，生産・加工・販売の一体的な推進

●目標指標

項目	現 状		目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
6次産業化に取り組んでいる農業経営体の割合	2010年度 (平成22年度)	18.7%	25.8%	34.3%
	16.6%			
農産物直売所数	2013年度 (平成25年度)	17か所	17か所	18か所
	12か所			
新 うちインショップ数	3か所	8か所	8か所	9か所

【3-2 農畜産物のブランド化の推進】

「水戸」が持つ知名度と地域ブランド力を活用するなどの戦略的な取り組みにより、他産地との差別化、競争力の強化を図り、市外、県外に向けた農畜産物のブランド化を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
高品質化、差別化によるブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値向上による、他の農畜産物との差別化の推進 商工業者との連携 県と連携した「常陸牛」、「ローズポーク」の消費拡大 飲食店等における地場農畜産物を活用したメニューの提供店「水戸美味^{みとうま}」の推進（各店のメニュー、活用食材のPR） 新 森のシェーブル館チーズ製造施設の移転整備 新 GI※1登録産品「水戸の柔甘ねぎ」の生産・消費拡大 新 ごま・パパイア等のブランド化の推進
PR活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> 販路拡大に向けた商工業者との連携 各種メディアを利用した積極的な商品のPR
梅産地づくりの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 新栽培技術による効率的で高品質な梅の生産推進 梅産地づくり協議会を通じた、生産・加工・販売の一体的な推進
新 納豆による地域ブランド力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員による納豆料理の普及 水戸の名産品である納豆の普及・啓発
新 わら納豆用稲わら生産・加工の促進	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携による、わら納豆用稲わら、わら苞の安定供給に向けたシステムの確立 稲わら生産による水田農業の所得向上

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
ジョイント栽培による梅の生産量	—	5.3 t	29 t	31 t
新 わら納豆用稲わら生産・加工の促進によるわら苞出荷量（食）	—	40,000 食	80,000 食	160,000 食

※1 地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しており、これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する「地理的表示（GI）保護制度」のこと。

【3-3 農業経営の安定化】

農業の産業としての持続性を維持するため、農畜産物の需要に応じた生産を推進するとともに、経営所得安定対策や野菜価格安定制度、農業共済（農業災害補償制度）を利用するなど、意欲ある農業者が農業を継続できる環境の整備を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
安定経営への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策の推進 ・需要に応じた計画的な米づくりの推進 ・麦，大豆，飼料用米等の転作作物の生産振興 ・農業災害補償制度の啓発，加入促進 ・野菜価格安定制度の推進
病害虫対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲，麦，大豆の共同防除事業の指導，支援 ・黄化萎縮病対策事業の支援
有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる農作物被害防止対策の実施
畜産関連対策	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎の消臭等環境整備対策の推進 ・家畜伝染病マニュアルに基づく防疫措置の実施
資金面の支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業資金の利子助成

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
転作作物の作付面積	590 ha	674 ha	695 ha	767 ha
病害虫共同防除面積 (水稲・麦・大豆)	1,650 ha	1,618 ha	1,900 ha	2,000 ha
イノシシによる農作物 被害金額	8,746 千円	1,013 千円	1,000 千円	800 千円

基本施策 4 良質な農畜産物の生産の促進

[現状と課題]

良質な農畜産物の生産の促進のためには、消費者ニーズに合った品質と一定の量の農畜産物を安定して供給するための、生産技術や販売に関する研修等の取り組みを行う生産組織の育成が重要です。野菜の生産者組織としては、JA水戸の作物別の生産部会、公設卸売市場へ出荷している任意組合があり、後者は水戸市そ菜園芸生産出荷団体連絡協議会を組織しています。また市内で最大規模の温室団地である小吹温室団地では、トマト（1ヘクタール）、パプリカ（2.4ヘクタール）が栽培されています。果樹の生産者組織としては、山根地区、河和田地区、千波地区に任意組合があり、これらの組合に個人農家を加え、水戸市果樹園芸生産者連絡協議会を組織しています。果樹農家は、2004（平成16）年から2013（平成25）年までの10年間に19戸が廃園し、現在は27戸で、新規参入は無いことから、今後さらに減少していくことが予想され、産地の維持のためには法人化などの対策が求められます。

消費者の食品に対する「安全・安心」への関心がますます高まるなか、国、県の制度に基づくエコファーマー、特別栽培農産物、有機農業など環境保全型農業の取り組みが行われています。本市におけるエコファーマーの認定数、特別栽培に取り組む農家数は横ばい状態です。この理由としては、環境保全型農業に関する消費者の認知割合が低く、生産コストに見合った価格での販売が難しい事が挙げられます。また、土づくりに必要な家畜堆肥について、耕畜連携の取り組みなど、堆肥の利用と流通促進が求められています。

農業を取り巻く科学技術は、近年、急速に発展し、生産性の向上や省力化など農業に幅広く役立っています。本市においても、ウィルスフリー苗等の優良種苗を利用した農産物の生産や、高度な環境制御による大規模施設園芸が行われています。市場ニーズに応じた生産と産地間の競争力強化のためには、今後とも、先進技術を積極的に活用していくことが必要です。

[施策の基本的方向]

良質な農畜産物を安定して生産するため、高い生産技術と安定した生産体制を維持する産地の育成、安全・安心な農産物を生産する環境保全型農業、産業としての競争力強化に繋がる先進技術の利活用を推進します。

【4-1 産地の育成】

栽培技術や販売に関する研修など、様々な取り組みを行う生産組織の活動を推進し、産地の育成を図ります。

●主な取り組み

項目	内容
生産組織の育成	<ul style="list-style-type: none">・ J A水戸各生産部会の活動支援・ 水戸市そ菜園芸出荷団体連絡協議会の活動支援・ 水戸市果樹園芸組合連絡協議会の活動支援・ 果樹産地における生産法人化の推進・ 梅産地づくりの推進（再掲）・ 内原地区農業経営研究会の活動支援・ 水戸市畜産組合連合会の活動支援

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
果樹生産法人数	—	—	1法人	2法人

【4-2 環境保全型農業の推進】

化学肥料や化学合成農薬の低減を進めるとともに、地球温暖化防止、生物多様性保全に繋がる堆肥やカバークロープ^{※1}の利用、水田活用における耕畜連携など、環境負荷の低減に繋がる環境保全型農業を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
日本型直接支払制度 (環境保全型農業直接支払)の推進	・化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者への支援
エコファーマー・特別栽培農産物・有機農業の推進	・JA水戸、茨城県と連携し、取組農家の拡大推進
堆肥の利用促進	・水田における耕畜連携の推進 ・堆肥情報の提供 ・家畜排せつ物処理施設整備の検討

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
エコファーマーの販売農家に占める割合	7.0 %	6.0 %	10.1 %	10.4 %
特別栽培農産物件数	83件	81件	86件	90件

※1 土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培させる作物。

【4-3 先進技術の利活用の推進】

農業を意欲のある若者や女性など新たな担い手・従事者にとって魅力ある産業とするため、生産性の向上のためのバイオテクノロジーや植物工場、省力化のためのロボット技術や高精度 GPS、栽培管理等の情報化のための ICT^{※1}など、先進技術の利活用を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
優良種苗の供給	・本市独自に開発・選抜したウィルスフリー苗や、加温・電照など特殊な条件で育成した優良種苗の供給
スマート農業等の先進技術導入促進	・スマート農業に関する情報収集 ・植物工場の導入検討 ・リモートセンシング ^{※2} の導入検討 ・ 新 新ロボット技術やGPS ^{※3} を活用した超省力・高品質生産を実現する新たな農業の推進

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
優良種苗提供品目数	4品目	4品目	5品目	6品目
新 スマート農業の 生産施設、機械等の 整備件数	—	1件	2件	6件

※1 情報通信技術

※2 人工衛星や航空機による遠隔探査技術

※3 地球上の現在位置を、人工衛星からの電波で測定するためのシステム

基本施策5 農畜産物の消費拡大に向けた取組の推進

[現状と課題]

市内に多くの消費者を抱え、農畜産物の生産の場と消費の場が近い本市は、市内に向けた消費拡大の潜在性が高く、地産地消に適した環境にあります。市内には農産物の直売所が9店舗（JA水戸5店舗、その他4店舗）、スーパー内に設置されているインショップが3か所（すべてJA水戸）、農家の庭先販売が多数あり、消費者アンケートによると、主な農産物（野菜）の購入場所として直売所と回答した人は237人（28パーセント）と高い割合を占めています。

本市の学校給食における地場産物の活用の推進は、消費者アンケートでも、今後の農業行政において重視すべきだとする回答が50パーセントと多く、一層の推進が求められています。一方この推進には、配送方法や保管場所などの課題があり、また学校給食は、学校毎の事情に応じた自主性を有するものであることから、今後は生産者、教育委員会及び行政の連携強化、及び保護者への地産地消の役割の周知等が求められます。

市内飲食店等における地場農畜産物の利用促進については、地産地消に積極的に取り組む飲食店等を市独自に認証・PRする「水戸^{みと}美味^{うま}」を推進しています。

農畜産物の消費拡大のためには、科学的根拠に基づく「安全」と、消費者の求める「安心」、「信頼」の確保が重要です。消費者アンケートにおいても、「産地」を重視して農産物を購入する理由として「安心」を挙げた人の割合が高く（42パーセント）なっています。福島第一原子力発電所の事故の影響が残るなか、安全と安心の確保のためには、「安全」に対する取り組みを継続し、それに係る情報を積極的に発信することが重要です。

[施策の基本的方向]

農畜産物の消費拡大を図るため、ブランド化や潜在性の高い市内需要に向けた地産地消の推進を図るとともに、農畜産物の安全と信頼確保に向けた取り組みを推進します。

【5-1 地産地消の推進】

生産者の顔が見え、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物を供給する地産地消の取り組みは、地域の生産者と消費者の結びつきを強化し、食料自給率の向上に繋がるものです。地産地消は農畜産物の直売や加工の取り組みなどに繋がるものであり、農産物直売所、飲食店等業務店、学校給食、病院、高齢者施設などさまざまな消費の場面において推進します。

●主な取り組み

項目	内容
学校給食における地場産物 ^{※1} の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に関する啓発（食育の推進） ・関係団体、民間業者及び生産者との連携による、地場農畜産物を安定的、効率的に調達する仕組みの構築 ・地場産物を使用した給食用の加工品開発 ・地場産物及び特産品を使用した献立「MITOごはん」の実施 ・米飯給食の推進 ・給食だよりの発行
飲食店等における地場農畜産物の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店における地場農畜産物等の販売促進 ・飲食店等における地場農畜産物を活用したメニューの提供店「みとうま 水戸美味」の推進（各店のメニュー、活用食材のPR）再掲 ・地産地消に関する啓発 ・新 地場産物を使用した市場内のイベント等の内容充実
農産物加工施設及び直売所の整備・促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的農産物販売施設（1か所） ・観光果樹等を活用した農産物加工・販売施設（1か所） ・小規模農産物加工・販売施設（5か所） ・農産加工センター「かたくり市」の活用推進、機能強化

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
学校給食における地場産物 ^{※1} の使用割合	42.1%	56.3%	56.0%	57.0%
地場農畜産物登録店舗「みとうま 水戸美味」	33店	75店	100店	150店
農産物直売所数（再掲）	12か所	17か所	17か所	18か所
新 うちインショップ数	3か所	8か所	8か所	9か所

※1 国による学校給食における地場産物の使用割合調査には、魚介類等が含まれるため、「地場産物」と標記しています。

【5-2 農畜産物の安全と信頼の確保】

農畜産物の安全性のPRを図るとともに、生産者団体等が行う「安全・安心」の取り組みを推進します。

●主な取り組み

項目	内容
安全・安心の推進	<ul style="list-style-type: none">農畜産物の放射性物質検査の実施生産者団体が取り組む安全・安心確保のための取り組み支援
GAP ^{※1} の推進	<ul style="list-style-type: none">各生産組織のGAP取得の推進GAPに関する消費者へのPR

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
茨城県GAP規範 ^{※2} に 取り組む経営体数	19 経営体	27 経営体	40 経営体	60 経営体

※1 Good Agricultural Practice の略。農業生産工程管理。農業生産活動の各工程の正確な実施，記録，点検及び許可を行うことによる改善活動。

※2 農林水産省が作成した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を基に，茨城県が作成，推進するGAP。

基本施策6 農村地域における生活環境の向上

[現状と課題]

農村地域は、安全で安心な食料の安定供給はもとより、水源のかん養、豊かな自然環境の保全や美しい景観の形成、伝統文化の継承など、多面的な機能を持っています。これらの機能を将来にわたり維持するためには、農業が持続的に行われ、そこに住む人々が安らぎのある快適な生活を送れるよう、農村の生活環境の整備を進めるとともに、農村景観・自然環境の保全、農村コミュニティの維持などに取り組む必要があります。

農村地域における污水处理については、農業集落排水事業を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置を促進してきたところです。市内に全13箇所ある農村集落排水処理施設のうち供用開始後10年以上経過している地区が10箇所（76.9パーセント）あり、施設の長寿命化に向けた計画的な施設更新が必要です。また、未整備地区等においては、茨城県生活排水マスタープランとの整合性を図りながら、将来負担も含めた経済効果の高い処理手法を選択する必要があります。

景観形成や自然環境の保全のためには、農地が農地として維持されることが重要であり、農地の法面の草刈りや水路の泥上げ等の作業は農家の共同作業により行われていますが、農業者の高齢化と減少が進み、農地集積を進めていくと、規模拡大に取り組む担い手に農地の維持が大きな負担となることが想定されます。

農村コミュニティは、農地の維持管理の主体としてだけでなく、食文化の継承や都市住民との交流などの主体としても重要です。この分野においては女性が重要な役割を担っており、農村地域の生活研究に関する女性活動グループ5つによる連絡協議会が設置されています。

[施策の基本的方向]

農村地域における生活環境の向上のため、老朽化した農業集落排水処理施設の機能強化を図るほか、農村景観・自然環境の保全のための共同作業、食文化の継承や都市住民との交流などの主体となる農村コミュニティ活動を推進します。

【6-1 生活環境の向上】

農業用水等の水質汚濁防止に向け、老朽化した農業集落排水処理施設のライフサイクルコスト※1の低減が可能となる機能強化対策を推進するとともに、未整備地区等の効率的、効果的な汚水処理手法の検討を進めます。

●主な取り組み

項目	内容
集落排水事業	<ul style="list-style-type: none">・農業集落排水処理施設の長寿命化対策・農村地域における汚水処理方式の検討

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
農業集落排水処理施設の機能強化対策実施済地区数(実施率)	2地区 (20%)	2地区 (20%)	3地区 (25%)	4地区 (30%)

※1 建設費及び維持管理に関する費用

【6-2 農村景観・自然環境の保全】

農村景観・自然環境の保全に繋がる、農地の保全のための共同作業等が継続できるよう、集落の活動を支援します。

●主な取り組み

項目	内容
多面的機能維持活動の推進	・農業の多面的機能 ^{※1} の維持・発揮のための地域活動や営農活動の支援

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
多面的機能の維持・発揮 のための地域活動面積	1,521 ha	2,181 ha	2,221 ha	2,380 ha

※1 国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

【6-3 農村コミュニティの維持】

農業・農村の多面的機能の維持のため、多様な地域住民を包含する「食」や「環境」を通じた交流の場としての機能を持つ、農村コミュニティ活動を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
農村生活研究グループ 連絡協議会の活動支援	・ イベントでの農産物の直売，視察研修会などの推進
集落センター等連絡協議 会の活動支援	・ 講演会，視察研修会などの推進

●目標指標

項目	現 状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
農村生活研究グループ 活動の年間参加者数	68名	18名	100名	120名

基本施策 7 都市と農村の交流促進

[現状と課題]

超高齢社会においては、人々の価値観・ライフスタイルが、余暇活動の重視や環境の配慮といった形で多様化しており、農業・農村は都市住民を含む多様な人々のこうしたニーズを受け止める場として期待されます。また、市民の健康増進の視点からも、日常の食生活や農業体験等を通じて食の在り方を考えることが求められます。都市と農村の交流促進に向けては、都市住民の意識やニーズを十分に汲み上げ、反映させることが重要です。

都市住民が気軽に農業を体験できる場である市民農園は、市内に 9 か所開設されています。

観光農園は、6次産業化の取り組みの一つでもあり、市内では果樹園が山根地区、河和田地区、千波地区に集中している他、もぎ取りができるイチゴ農家が点在しています。

観光果樹が盛んな山根地区は、拠点施設である森林公園を中心に、都市と農村の交流事業を重点的に推進していますが、森林公園の年間入園者数は原発事故以降低迷しており、今後は果樹園のある里山の風景を観光資源として維持するとともに、地域と連携した自然資源等を活用した魅力づくりを進める必要があります。

食文化の継承や地産地消の推進、食の大切さを伝える体験活動など食育については、農業体験や料理教室など様々な取り組みを推進しています。特に、次世代を担う子供たちの食育は重要であり、小・中学校におけるアグリメイトいきいき体験事業など地域農業の理解を深める取り組みを進めることが重要です。また、学校給食においては、水戸市産の食材を多く使用した献立「MITOごはん」や各地の郷土料理、旬の食材を使った献立などを児童・生徒に提供しており、地域の特性を生かした食生活、伝統ある優れた食文化である行事食等の普及に努めることが必要です。

[施策の基本的方向]

都市と農村の交流を促進するため、交流拠点におけるイベントの開催などにより、交流人口の増加を図るとともに、農業への理解を深めることに繋がる食育を推進します。

【7-1 交流人口の増加】

交流人口の増加は、地域農畜産物の需要拡大など地域経済活性化の有効な手段であるとともに、都市住民・消費者との相互理解と農業・農村への関心を深めることに繋がります。この手段として、グリーン・ツーリズム、市民農園や農業体験活動、農産物直売所を核とした総合的交流拠点施設の整備を推進し、交流人口の増加を図ります。

●主な取り組み

項目	内容
直売所等の整備・機能強化（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的農産物販売施設 1か所 ・農産加工センター「かたくり市」の活用推進，機能強化 ・新 森のシェパード館チーズ製造施設の移転整備（再掲）
交流イベントの開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ・産業祭（農業祭）の開催支援
市民農園の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと農場の利用促進 ・特定農地貸付法に基づく市民農園の活用の促進
観光果樹等を活用した魅力発信交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農産加工販売施設の整備 1か所（再掲） ・体験プログラム，観光果樹園等の情報発信（パンフレット作成など） ・体験プログラム，観光果樹園等を活用した体験型観光の推進
森林公園周辺における自然資源等を活用した魅力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・山根地区住民との連携イベントの開催 ・森林公園における体験プログラムの充実
果樹園の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹園の維持と後継者育成の推進
森林公園再整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学官連携による来園者ニーズの把握等 ・再整備の実施
観光農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光果樹等の生産振興，情報発信

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
森林公園来園者数	16万人	19.3万人	20万人	25万人
新 産業祭（農業祭） 来場者数	8.5万人	6.9万人	7万人	7.5万人

【7-2 食育の推進】

地域で生産される農畜産物について学ぶ機会となる農業体験，学校給食における地産地消の取り組み，郷土料理・伝統料理の提供などを通じて，食育を推進します。

（※ 食育の取り組みのうち「地産地消の推進」については，「5-1 地産地消の推進」に記載しています。）

●主な取り組み

項目	内容
食の大切さを伝える 体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 料理教室の開催 朝市（月1回）やみとっぼわくわく感謝市（年1回），市場見学会など，市場に消費者が来場するイベントの開催
郷土料理・伝統料理の 伝承	<ul style="list-style-type: none"> 郷土料理など国内外の伝統的な食文化を継承した学校給食献立の実施，及び関連指導 新 3歳児健康診査における郷土料理・伝統料理の普及・啓発
農業体験の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における農業体験事業の支援（アグリメイトいきいき農業体験事業） ふるさと農場における農業体験の実施 農業技術センターにおける収穫体験の実施 市内で実施される各種農業体験の情報発信
日本型食生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> 米飯給食の推進（再掲） 給食だよりの発行（再掲）
健康的な食生活の実践， 食文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> 健康のための食事，伝統的な行事食等についての調理実習，試食の実施 新 市場内での魚食文化の普及に向けたイベントの開催

●目標指標

項目	現 状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
アグリメイトいきいき 農業体験事業取り組み 学校数（割合）	14校 (29%)	19校 (39%)	19校 (39%)	24校 (49%)
新 食育に関心がある人の 割合（水戸市健康増進・ 食育推進計画アンケート）	—	71.9%	—	90.0%

1 推進体制

本市農業の目指す姿として掲げた「**活力にあふれ市民に身近な農業**」の実現に向け、生産活動の主役である農業者を中心に、農業団体（JA）、食品関連事業者、農業教育機関、消費者である市民、行政等の関係者が一体となって本計画に位置付けた施策に取り組むこととします。

●関係者等に期待される主な役割

生産活動の 中心となる 農業者等	農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズに応じた農業生産活動 ・ 人・農地プランに基づく地域農業の推進 ・ 地域営農の担い手の育成 ・ 地域の農地・環境保全活動の実践 ・ 都市住民との交流
	農業団体（JA）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農指導・販売事業、購買事業等による農業経営の支援 ・ 信用事業、共済事業による農業者支援 ・ 地域農業の牽引 ・ 食育の実践 ・ 交流人口の増加
	食品関連事業者 （加工・流通・ 販売・飲食等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場農畜産物の積極的な活用 ・ 6次産業化への取り組み
	農業教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者等担い手の確保・育成 ・ 交流人口の増加
消費者である市民		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・農村の食料供給や多面的機能への理解 ・ 地場農畜産物の積極的な消費による農業・農村の側面的支援 ・ 農業者・農村との交流事業への参加 ・ 食育の実践

行政等	市	<ul style="list-style-type: none"> ・「水戸市農業基本計画（第4次）」に基づく施策の推進 ・「水戸市農業基本計画（第4次）」の進行管理 ・関係者，関係機関等の連携と活動支援
	農業公社	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成・支援（農業経営改善支援センター業務，農作業受託組織の育成，補助労働力（農業ヘルパー）の育成） ・農地の集積（農地中間管理機構業務） ・農業機械リース，農作業受託事業
	農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法に基づく農地の適正な利用の推進 ・遊休農地の調査 ・農地情報の収集・提供 ・食育の推進
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進 ・地産地消の推進

2 進行管理

本計画を着実に推進するため，進捗状況や成果を点検・検証のうえ，水戸市農政推進協議会に報告し，必要に応じて施策内容の見直しを行うよう，進行管理を行います。

資料編

1 計画の中間見直しの経過

名 称	実施日	主な審議内容
第1回 庁内検討委員会	平成30年8月28日	<ul style="list-style-type: none">• 計画の進捗状況について• 計画の中間見直しについて
第2回 庁内検討委員会	令和元年7月4日	<ul style="list-style-type: none">• 計画の進捗状況について• 計画の中間見直し（案）について• 今後の進め方について
第1回 農政推進協議会	令和元年7月24日	<ul style="list-style-type: none">• 計画の進捗状況について• 計画の中間見直し（案）について

○水戸市農政推進協議会条例

昭和 62 年 3 月 30 日

水戸市条例第 24 号

改正 平成 3 年 12 月 25 日条例第 52 号

平成 4 年 9 月 22 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 農林行政を円滑に推進するため、水戸市農政推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 農林計画の策定に関する事。
- (2) 農林行政の推進に関する事。
- (3) 農林振興対策に関する事。
- (4) その他必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する 25 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、産業経済部において行う。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 12 月 25 日条例第 52 号）

この条例は、平成 4 年 3 月 3 日から施行する。

付 則（平成4年9月22日条例第28号）
この条例は、平成4年10月1日から施行する。

水戸市農政推進協議会名簿

令和元年7月24日～

	分 類	所 属	氏 名
1	議会	水戸市議会 産業水道委員会 委員長	大津 亮一
2	議会	水戸市議会 産業水道委員会 副委員長	森 正慶
3	農業委員会	水戸市農業委員会 会長	笹沼 恭一
4	農業委員会	水戸市農業委員会 会長代理	根本 太濤
5	農業委員会	水戸市農業委員会 会長代理	渡邊 隆文
6	農業団体	水戸農業協同組合 代表理事組合長	八木岡 努
7	農業団体	水戸農業協同組合 常務理事	鈴木 光輔
8	農業団体	水戸農業協同組合 女性部水戸支部長	軍地 美代
9	農業団体	水戸市土地改良区連絡協議会 会長	川又 隆雄
10	農業団体	茨城北酪農業協同組合 代表理事組合長	吉澤 勇
11	農業団体	水戸市そ菜園芸生産出荷団体連絡協議会 会長	中村 俊一
12	農業団体	水戸市認定農業者会 会長	雨谷 克己
13	農業団体	水戸市農業後継者クラブ 会長	皆川 友則
14	農業三士	農業経営士	八木岡 努
15	農業三士	女性農業士	原 清子
16	農業三士	青年農業士	木村 宗敬
17	流通関係	茨城県大同青果株式会社 取締役執行役員常務	鈴木 貴元
18	流通関係	水戸中央青果株式会社 代表取締役社長	岡崎 希圭
19	教育機関	鯉淵学園農業栄養専門学校 アグリビジネス科副学科長	大熊 哲仁
20	教育機関	日本農業実践学園 学園長兼農場長	靱山 旭太
21	消費者団体	つねずみ消費者友の会 会長	田山 喜子
22	公募	市民公募委員	川又 総江
23	公募	市民公募委員	南林 正代
24	行政機関	茨城県県央農林事務所 次長兼企画調整部門長	矢口 達弥
25	行政機関	茨城県県央農林事務所 経営普及部門長	山口 英克

水戸市農業基本計画策定庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 水戸市農業基本計画(第4次)(以下「基本計画」という。)を策定するに当たり、庁内における検討組織として水戸市農業基本計画策定庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定にあたって必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1の職にある者をもって組織する。

なお、必要があると認めるときは、産業経済部長は、検討委員会の構成員を追加することができる。

(委員長)

第4条 検討委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、産業経済部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会の会務を総理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、産業経済部農政課において行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成26年6月19日から施行する。

別表第1(第3条関係)

産業経済部長、政策企画課長、保健センター所長、商工課長、観光課長、農政課長、農業環境整備課長、農業技術センター所長、公設地方卸売市場長、学校保健給食課長、農業委員会事務局次長

農政諮問第 2 号

令和元年7月24日

水戸市農政推進協議会 様

水戸市長 高橋 靖

水戸市農業基本計画（第4次）について（諮問）

水戸市農政推進協議会条例第2条の規定に基づき、以下の事項について諮問します。

記

- 1 水戸市農業基本計画（第4次）の進捗状況について
- 2 水戸市農業基本計画（第4次）の中間見直しについて

令和元年8月9日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市農政推進協議会
会長 八木岡 努

水戸市農業基本計画（第4次）について（答申）

令和元年7月24日付農政諮問第2号で、当協議会に諮問のありました水戸市農業基本計画（第4次）の中間見直しにつきましては、別冊のとおり答申いたします。

なお、農業基本計画の実現及び計画の円滑な推進に向けましては、下記事項に十分に配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 農業従事者の高齢化と減少が今後も続いた場合、地場農畜産物の生産減少、荒廃農地の増加等により、市民生活にも影響がでることが懸念されるため、多様な担い手の確保・育成について、喫緊の課題と再認識し、長期的な視点も持ちながら、重点的に取り組むこと。
- 2 担い手の確保・育成に向けては、関係者間の連携を深めるとともに、国連のSDGsの考え方にも留意しながら、職業として魅力とやりがいのある農業の推進に努めること。
- 3 農業従事者が減少する中であっても、農業生産性・農業取得の向上が図れるよう、農地の集積・集約を一層進めるとともに、AIやロボット技術を活用したスマート農業など、新しい農業技術の積極的な導入に努めること。